

全労金2016春季生活闘争ニュース・第7号

長野・四国・沖縄・セントラル労組の要求概要と交渉を担当する単組副委員長の決意を紹介します！

◎長野・四国労組の要求概要（※長野は関連会社なし）

	長野労組			四国労組（金庫）				四国労組（関連） ※2016春闘で初めて関連会社と交渉する	
	正職員	準職員	パート職員	正職員	準職員	臨時職員	再雇用 嘱託職員	正社員	契約社員
安定雇用	-	- (無期雇用)	- (協議で解決)	-	- (無期転換権は実現)	-	-	- (無期雇用)	無期転換権の 付与
基本賃金	-	- (人事制度協議)	910円を930円に 引き上げ	定期昇給 の実施	月額5,000円 の引き上げ	-	-	- (定期昇給の実施)	-
一時金	4.7	4.7	1.2~2.7	4.4	2.9	2.9	-	- (制度あり)	-
退職金	-	- (制度あり)	-	-	- (制度あり)	-	-	- (制度あり、中退共)	-
雇用環境	- (「ジョブリターン制度」は協議で解決を図る)			- (ジョブリターン制 度は協議で解決)	-	-	-	-	-
ワークライフ バランス	- (年次有給休暇積立制度は春闘前段で確立)			- (年休積立制度あり、利用目的は協議)				-	-
単組独自要求	-			-	年次有給給休暇、結婚休暇 産前産後休暇、つわり休暇 を正職員と同様			-	-

《単組副委員長の決意／長野労組・大澤真也副委員長》

長野労組では、2016春季生活闘争で全組合員 316名の総意のもと2点について要求し、3月29日の回答期限日までに満額回答を勝ち取るべく闘う所存です。長野労金で働く仲間の「底上げ、底支え」の観点から、直接雇用である清掃パート職員も含めて最低賃金の時間給 930円への引き上げを要求します。一時金要求については、融資の業績状況が厳しい中ではありますが、この1年間各種プロジェクトに前向きかつ真剣に取り組んできた組合員の頑張りを反映させるため、正職員と準職員は昨春闘より+ 0.1ヵ月で要求します。パート職員は、2014春闘からの同水準で要求します。今回の小交渉のメンバーは友野書記長、牛山書記次長の3名です。友野書記長以外は初の交渉メンバーとなります。しかし臆することなく、この交渉期間は「我々は、316名の仲間と共に一致団結して闘う！」を合言葉に完全燃焼します。共に頑張りましょう！

《単組副委員長の決意／四国労組・辻孝典副委員長》

四国労組は、2007春季生活闘争以降、「新たな仲間づくり」の取り組みとあわせて、臨時職員・準職員・関連会社職員を含めた“すべてのろうきん労働者”の総合的な生活改善に重点を置き、「公正処遇」の実現に向けて運動を展開してきました。しかし、私たちの職場には、不当な格差や公正ではない処遇が残っています。「同じ職場で働く仲間」のために、全組合員が一体となって「底上げ・底支え」に取り組み、「安心して働き、働きがいを持てる職場」の構築をめざします。また、そういった職場を構築することが、労働金庫を守り、発展させることに繋がると考えています。この春季生活闘争での要求を勝ち取ることで、すべての課題が解決されるわけではありません。しかし、大切な一歩であると認識しています。全労金組織に集う仲間と連帯し、全労金組織全体で前進できるよう、最後まで闘い抜く決意です。共に頑張りましょう。

◎沖縄・セントラル労組の要求概要（※沖縄は関連会社なし）

	沖縄労組			セントラル労組		
	正職員	嘱託職員	臨時職員	正職員	準職員	サポート職員
安定雇用	—	— (無期転換権は実現)		—	— (無期転換権は実現)	
基本賃金	—	— (人事制度協議にて改善)		—	— (定期昇給の実施)	
一時金	4.1	3.6	3.6	4.5	4.5	4.0
退職金	—	— (慰労金あり)		—	— (制度あり)	
雇用環境	ジョブリターン制度の確立 嘱託等職員の「継続雇用制度」の確立			ジョブリターン制度の確立		
ワークライフ バランス	積立休暇制度の確立			積立休暇制度の確立		
単組独自要求	—	公的資格等奨励金の適用		育児による短時間勤務の対象範囲を 「小学校卒業までの子を養育する者」へ拡大		

《単組副委員長の決意／沖縄労組・友利麻記子副委員長》

沖縄労組は、個別要求課題として、「ジョブリターン制度」および嘱託等職員の「継続雇用制度」の確立を求めます。また、ワークライフバランスの観点から「積立年休制度」の導入にも取り組み、あわせて、不妊治療にも適用できるよう金庫に求めます。単組独自要求課題としては、公正処遇・均等待遇の観点から、現在、正職員のみが対象となっている公的資格等奨励金について、嘱託等職員にも適用できるよう要求を掲げます。この要求については、スキルアップや自己啓発に取り組む嘱託等職員の組合員の声を受け、具体化したものですので、早急に実現したいと思っております。金庫で働くすべての仲間が安心して働き続けられる職

場環境の整備は、これまでも増して重要な課題だと感じています。金庫との交渉の際には、職場が抱えている課題や組合員一人ひとりの想いをしっかりと伝え、すべての要求が勝ち取れるように最後まで粘り強く闘いたいと思います。全国の組合員のみなさん、共に頑張りましょう！

《単組副委員長の決意／ろうきんセントラル労組・木内崇文副委員長》

セントラル労組は、2月26日に開催した第3回中央委員会において、2016春季生活闘争方針を確立しました。一時金については、正職員・準職員・サポート職員A・Bともに昨年同水準を要求し、労働条件については、「所定労働時間の短縮措置の拡大」「積立休暇制度」、及び、「ジョブリターン制度」の確立を求めます。直近の情勢としては、日銀のマイナス金利政策によって、金融機関における金利競争の激化や資金運用難が日々報じられており、団体交渉においても、金庫・事業体からは「厳しい環境」「先行き不透明」「業績悪化の懸念」といった抽象的で曖昧な発言が想定されますが、このような発言に留まるのであれば経営の責任を果たしているとは言えません。経営の責任とは、この厳しい局面だからこそ、業績の見通しや経営ビジョンを明確にし、労金職員だけでなく、会員労組を含むステークホルダーを導くことにあります。闘争委員会に課せられた役割は、厳しい経営環境を役職員が一体となってどのように乗り越えていくのか、を徹底的に追求し、労使で共有することにあると考えます。「将来への責任」を果たすべく、闘争委員会と全組合員の力を結集し、一丸となって闘いましょう！

※ 次号は3月11日（金）に配信予定です。

以 上